県政経営会議資料
令和８年(2026 年)９月１日
総務部財政課

# 滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案要綱

１　改正の理由

北部産業技術共創センターにおける技術開発室および多目的室の新設ならびに試験等のための新たな機器の導入に伴い、北部産業技術共創センターに係る使用料の追加および額の改定を行うため、滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第５号）の一部を改正しようとするものです。

２　改正の概要

(1) 北部産業技術共創センター使用料に、新たに技術開発室および多目的室使用料を追加することとします。(別表関係)

**〇使用料は部屋ごとに所要経費※を算定した上で、条例に新たに定めるもの。**

**※所要経費：人件費や減価償却費、光熱水費等の原価計算により算出した経費**

**・技術開発室（８部屋）　１平方メートル当たり　月額　1,800 円**

**・多目的室（２部屋）　　１室１時間につき　560 円**

【影響額】技術開発室　初年度 5,904 千円、平年度 14,170 千円

多目的室　　初年度 269 千円、平年度 645 千円

(2) 北部産業技術共創センター使用料のうち、機械試験機器、環境機器および工作機器の使用料の額を改定することとします。(別表関係)

**〇使用料は機器１種類ごとに所要経費※を算定した上で、条例上、その最低額と最高額を規定している。機械試験機器としてバルブ性能評価装置、環境機器として恒温恒湿室、工作機器として砂型 3D プリンタを導入することに伴い、使用料の規定を改正するもの。**

**※所要経費：人件費や減価償却費、光熱水費等の原価計算により算出した経費**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **［改正前］機械試験機器** | **１時間あたり最低** | **250 円** | **最高 5,040 円** |
| **環境機器** | **１時間あたり最低** | **90 円** | **最高 1,740 円** |
| **工作機器** | **１時間あたり最低** | **170 円** | **最高 3,470 円** |
| **［改正後］機械試験機器** | **１時間あたり最低** | **250 円** | **最高 5,290 円** |
| **環境機器** | **１時間あたり最低** | **90 円** | **最高 2,810 円** |
| **工作機器** | **１時間あたり最低** | **170 円** | **最高 9,770 円** |

【影響額】　初年度 1,425 千円、平年度 3,457 千円

(3) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第　号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和８年　月　日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

---

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例（昭和 39 年滋賀県条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第５項を次のように改める。

５　北部産業技術共創センター使用料

(1) 技術開発室および多目的室使用料

ア　技術開発室　１平方メートル当たり　月額　1,800 円

イ　多目的室　１室１時間につき　560 円

(2) 機械繊維機器および機能材料機器使用料

| 区　　分 | 単　　位 | 金　　額 |
|---|---|---|
| 精密測定機器 | １時間 | 円<br>最低　340<br>最高　1,400 |
| 機械試験機器 | 同 | 同　250<br>5,290 |
| 材料試験機器 | 同 | 同　340<br>1,630 |
| 微小観察機器 | 同 | 同　300<br>3,960 |
| 機械試料調整機器 | 同 | 同　300<br>740 |
| 環境機器 | 同 | 同　90<br>2,810 |
| 物理量測定機器 | 同 | 同　110<br>1,030 |
| 分析機器 | 同 | 同　440<br>4,410 |
| 物性評価機器 | 同 | 同　360<br>1,180 |
| 化学試料調整機器 | 同 | 同　90<br>3,070 |
| 工作機器 | 同 | 同　170<br>9,770 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 繊　維　試　験　機　器 | 同 | 同 | 280<br>1,100 |
| 繊　維　加　工　機　器 | 同 | 同 | 50<br>580 |
| コンピュータシステム機器 | 同 | 同 | 390<br>4,050 |

注１　使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

２　県外居住者の使用料は、この表に定める額の２倍に相当する額とする。

３　この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収する。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県行政財産使用料条例新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>本則・付則　省略<br>別表<br>１～４　省略<br>５　北部産業技術共創センター設備使用料<br><table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>精密測定機器</td><td>１時間</td><td>円<br>最低　340<br>最高　1,400</td></tr><tr><td>機械試験機器</td><td>同</td><td>同　250<br>5,040</td></tr><tr><td>材料試験機器</td><td>同</td><td>同　340<br>1,630</td></tr><tr><td>微小観察機器</td><td>同</td><td>同　300<br>3,960</td></tr><tr><td>機械試料調整機器</td><td>同</td><td>同　300</td></tr></table></td><td>本則・付則　省略<br>別表<br>１～４　省略<br>５　北部産業技術共創センター使用料<br>(1) 技術開発室および多目的室使用料<br>ア　技術開発室　１平方メートル当たり　月額　1,800円<br>イ　多目的室　１室１時間につき　560円<br>(2) 機械繊維機器および機能材料機器使用料<br><table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>精密測定機器</td><td>１時間</td><td>円<br>最低　340<br>最高　1,400</td></tr><tr><td>機械試験機器</td><td>同</td><td>同　250<br>5,290</td></tr><tr><td>材料試験機器</td><td>同</td><td>同　340<br>1,630</td></tr><tr><td>微小観察機器</td><td>同</td><td>同　300<br>3,960</td></tr><tr><td>機械試料調整機器</td><td>同</td><td>同　300</td></tr></table></td></tr>
</table>

| | | |
|---|---|---|
| | | 740 |
| 環境機器 | 同 | 同　90<br>1,740 |
| 物理量測定機器 | 同 | 同　110<br>1,030 |
| 分析機器 | 同 | 同　440<br>4,410 |
| 物性評価機器 | 同 | 同　360<br>1,180 |
| 化学試料調整機器 | 同 | 同　90<br>3,070 |
| 工作機器 | 同 | 同　170<br>3,470 |
| 繊維試験機器 | 同 | 同　280<br>1,100 |
| 繊維加工機器 | 同 | 同　50<br>580 |
| コンピュータシステム機器 | 同 | 同　390<br>4,050 |

注

1　使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| | | 740 |
| 環境機器 | 同 | 同　90<br>2,810 |
| 物理量測定機器 | 同 | 同　110<br>1,030 |
| 分析機器 | 同 | 同　440<br>4,410 |
| 物性評価機器 | 同 | 同　360<br>1,180 |
| 化学試料調整機器 | 同 | 同　90<br>3,070 |
| 工作機器 | 同 | 同　170<br>9,770 |
| 繊維試験機器 | 同 | 同　280<br>1,100 |
| 繊維加工機器 | 同 | 同　50<br>580 |
| コンピュータシステム機器 | 同 | 同　390<br>4,050 |

注

1　使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

| | |
|---|---|
| 2　県外居住者の使用料は、この表に定める額の２倍に相当する額とする。<br>3　この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収する。<br>6　省略 | 2　県外居住者の使用料は、この表に定める額の２倍に相当する額とする。<br>3　この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収する。<br>6　省略 |